

令和8年1月9日

住宅改修受領委任払取扱登録事業所 御中

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

**千葉市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業所登録更新説明会兼研修会開催の
お知らせ【事前申込制】**

日頃より、介護保険事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、千葉市で実施している住宅改修の「受領委任払い」制度につきまして、貴社は令和8年3月31日をもちまして登録有効期間が満了となります。

登録を更新するためには、「登録申請書」をご提出のうえ、下記の更新説明会兼研修会にご出席する必要があります。

つきましては、下記のとおり各期限日までに手続きをお願いいたします。

記

1 更新説明会兼研修会について【更新希望者のみ】

- (1) 開催日時：令和8年2月17日（火）午後2時～（1時間程度を予定）
(受付は午後1時30分から)
- (2) 開催場所：千葉市役所本庁舎1階 正庁（千葉市中央区千葉港1番1号）
- (3) 持ち物：筆記用具、「事前回答書」の控え（受付の際にお見せください）

2 「事前回答書」の提出【全員提出】

- (1) 提出書類：別添「事前回答書」に、登録更新に係る希望の有無等を記載のうえ、提出してください。
- (2) 提出期限：令和8年1月28日（水）（必着）
- (3) 提出方法：下記URLから電子申請、FAX、電子メール、郵送、窓口持参のいずれか
https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54370
(右上の二次元コードからも電子申請ができます)



3 「登録申請書」の提出【更新希望者のみ】

- (1) 提出書類：別添「介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書」に登録する内容を記載して、原本を提出してください。
- (2) 提出期限：令和8年2月9日（月）（必着）
※1月28日（水）までに提出が可能な場合、「事前回答書」と併せてご提出されても構いません。
※提出期限までに「登録申請書」の提出がない場合、登録更新はできません。
- (3) 提出方法：郵送 または 窓口持参

4 「登録申請書」に係る不備の補正【該当者のみ】

ご提出された「登録申請書」に不備がある場合は、更新説明会兼研修会当日に返却いたしますので、令和8年2月27日（金）までに補正のうえ、再提出してください。

※提出期限までに再提出がない場合、登録更新はできません。

5 「登録申請書」作成・提出時の注意事項

(1) 令和7年4月1日から「登録申請書」の様式を変更しています。提出の際には、必ずお送りした申請書様式または千葉市ホームページに掲載の申請書様式をご利用ください。旧申請様式でご提出された場合、差し替えをお願いします。

(2) 「登録申請書」は、裏面に「承諾する内容」を両面印刷したうえで使用してください。
(両面印刷ができない場合は、設置者の代表者印の割印も可)

(3) 記入例をよくご確認のうえ、書類を作成してください。

なお、指定振込先口座欄は、更新登録のため記入不要です。

6 その他

(1) 更新説明会兼研修会は令和8年2月17日（火）午後2時～・令和8年2月18日（水）午前10時～とも同じ内容で開催します。表面1（1）の日時にご都合がつかない場合は、参加日時を変更できる場合がありますので、事前回答書にご記載ください。（会場の都合によっては変更できないこともあります。）

(2) 現在有効の登録内容（所在地、代表者名、振込先、メールアドレス等）に一部でも変更がある場合は、事前に「介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所に係る変更届出書（様式第3号）」の提出が必要となりますので、登録内容をご確認ください。

なお、ご提出された登録申請書に変更箇所があった場合は、登録申請書の内容に変更があったものとみなします。

(3) 更新説明会の不参加または書類未提出等の場合は、登録更新はできません。（令和8年4月1日からは償還払いの取扱いとなります。改めて受領委任払いを行いたい場合は、再度、新規の登録手続きが必要です。）

(4) 更新説明会当日の遅刻・早退は受講したものとは認められず、登録更新はできませんので、時間に余裕をもってお越しください。なお、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

7 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟9階 介護保険管理課 業務班

TEL：043（245）5061

FAX：043（245）5623

E-mail: kaigo-kanri-gyomu@city.chiba.lg.jp



令和8年1月9日

住宅改修受領委任払取扱登録事業所 御中

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険管理課長

**千葉市介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業所登録更新説明会兼研修会開催の
お知らせ【事前申込制】**

日頃より、介護保険事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、千葉市で実施している住宅改修の「受領委任払い」制度につきまして、貴社は令和8年3月31日をもちまして登録有効期間が満了となります。

登録を更新するためには、「登録申請書」をご提出のうえ、下記の更新説明会兼研修会にご出席する必要があります。

つきましては、下記のとおり各期限日までに手続きをお願いいたします。

記

1 更新説明会兼研修会について【更新希望者のみ】

- (1) 開催日時：令和8年2月18日（水）午前10時～（1時間程度を予定）
(受付は午前9時30分から)
- (2) 開催場所：千葉市役所本庁舎1階 正庁（千葉市中央区千葉港1番1号）
- (3) 持ち物：筆記用具、「事前回答書」の控え（受付の際にお見せください）

2 「事前回答書」の提出【全員提出】

- (1) 提出書類：別添「事前回答書」に、登録更新に係る希望の有無等を記載のうえ、提出してください。
- (2) 提出期限：令和8年1月28日（水）（必着）
- (3) 提出方法：下記URLから電子申請、FAX、電子メール、郵送、窓口持参のいずれか
https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54370
(右上の二次元コードからも電子申請ができます)



3 「登録申請書」の提出【更新希望者のみ】

- (1) 提出書類：別添「介護保険住宅改修費受領委任払いに係る承諾書兼登録申請書」に登録する内容を記載して、原本を提出してください。
- (2) 提出期限：令和8年2月9日（月）（必着）
※1月28日（水）までに提出が可能な場合、「事前回答書」と併せてご提出されても構いません。
※提出期限までに「登録申請書」の提出がない場合、登録更新はできません。
- (3) 提出方法：郵送 または 窓口持参

4 「登録申請書」に係る不備の補正【該当者のみ】

ご提出された「登録申請書」に不備がある場合は、更新説明会兼研修会当日に返却いたしますので、令和8年2月27日（金）までに補正のうえ、再提出してください。

※提出期限までに再提出がない場合、登録更新はできません。

5 「登録申請書」作成・提出時の注意事項

(1) 令和7年4月1日から「登録申請書」の様式を変更しています。提出の際には、必ずお送りした申請書様式または千葉市ホームページに掲載の申請書様式をご利用ください。旧申請様式でご提出された場合、差し替えをお願いします。

(2) 「登録申請書」は、裏面に「承諾する内容」を両面印刷したうえで使用してください。
(両面印刷ができない場合は、設置者の代表者印の割印も可)

(3) 記入例をよくご確認のうえ、書類を作成してください。

なお、指定振込先口座欄は、更新登録のため記入不要です。

6 その他

(1) 更新説明会兼研修会は令和8年2月17日（火）午後2時～・令和8年2月18日（水）午前10時～とも同じ内容で開催します。表面1（1）の日時にご都合がつかない場合は、参加日時を変更できる場合がありますので、事前回答書にご記載ください。（会場の都合によっては変更できないこともあります。）

(2) 現在有効の登録内容（所在地、代表者名、振込先、メールアドレス等）に一部でも変更がある場合は、事前に「介護保険住宅改修費受領委任払取扱登録事業所に係る変更届出書（様式第3号）」の提出が必要となりますので、登録内容をご確認ください。

なお、ご提出された登録申請書に変更箇所があった場合は、登録申請書の内容に変更があったものとみなします。

(3) 更新説明会の不参加または書類未提出等の場合は、登録更新はできません。（令和8年4月1日からは償還払いの取扱いとなります。改めて受領委任払いを行いたい場合は、再度、新規の登録手続きが必要です。）

(4) 更新説明会当日の遅刻・早退は受講したものとは認められず、登録更新はできませんので、時間に余裕をもってお越しください。なお、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

7 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟9階 介護保険管理課 業務班

TEL：043（245）5061

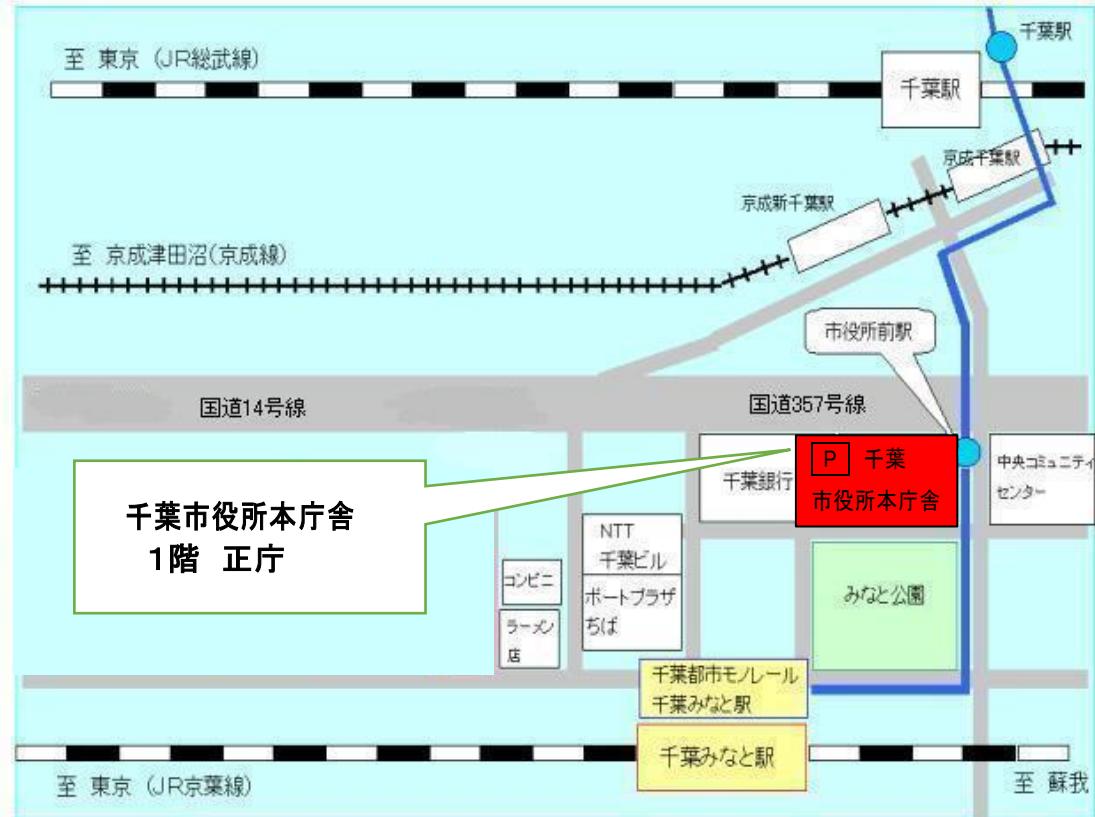
FAX：043（245）5623

E-mail: kaigo-kanri-gyomu@city.chiba.lg.jp

交通案内図

住宅改修費受領委任払取扱事業所登録更新説明会兼研修会

①令和8年2月17日(火)午後2時開始 のうち、
②令和8年2月18日(水)午前10時開始 案内文に記載の日時



最寄駅	千葉都市モノレール	市役所前駅	徒歩 1 分
	J R 京葉線	千葉みなと駅	徒歩 10 分
	J R 総武線	千葉駅	徒歩 10 ~ 15 分
	京成線	京成千葉駅	徒歩 10 ~ 15 分

※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※当日の遅刻・早退は受講したものとは認められず、登録更新はできませんので、時間に余裕をもってお越しください。

※出席できる方は、「事前回答書」を「更新を希望する」という内容で千葉市に提出して受理された、事業所に在籍する役員または従業者1名となります。

